



納税通知書を発送

令和2年度の固定資産税・都市計画税と、軽自動車税(種別割)の納税通知書を5月1日(金)に発送しました。

固定資産税・都市計画税

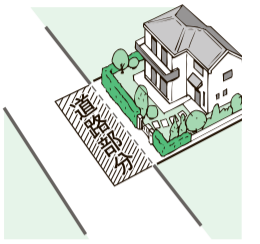
対象 令和2年1月1日(賦課期日)に、市内に土地・家屋・償却資産を所有していた方

路線価の公開

市では、固定資産税路線価を無料で公開しています。

道路に使用されている土地の固定資産税非課税申告

土地の一部を分筆しないまま公衆用道路として使用している場合(右下図)、道路部分の面積、または道路部分を除いた宅地部分の面積が分かる測量図面(土地家屋調査士や測量士など、有資格者が作成したもの)を添えて申告をすることで、道



路部分の固定資産税・都市計画税が翌年度から非課税になります。詳しくは、お問い合わせください。

償却資産

会社や個人で工場や商店などを営んでいる方は、その事業のために用いる機械や設備などの資産の所有状況を申告するよう義務付けられています。これらの事業用資産は償却資産と呼ばれ、土地、家屋とともに固定資産税の対象となっています。詳しくは、納税通知書に同封のお知らせをご覧ください。

軽自動車税(種別割)

対象 令和2年4月1日(賦課期日)に、市内に主たる定置場がある軽自動車などを所有していた方

問合せ 納税課▽土地に関すること 042(346)9540

計画策定のためのアンケート調査の結果

地域包括ケア推進計画

令和2年度に策定する地域包括ケア推進計画の基礎資料とするため、高齢者の生活状況や介護保険サービスの利用状況などを把握する調査を実施しました。

調査結果は、市政資料コーナー(市役所1階)、小平市ホームページでご覧になれます。また、市政資料コーナー、東部・西部出張所では1冊1千五百円で販売もしています。

問合せ

高齢者支援課 042(346)9823

障がい者福祉計画、第二期障害福祉計画、第二期障害児福祉計画

令和2年度に策定する障がい者福祉計画などの基礎資料とするため、障がい者の日頃の生活状況や市の障がい施策への意見・要望などを把握する調査を実施しました。

6月1日(月)までに納税を

固定資産税・都市計画税(第一期)、軽自動車税(種別割)の納期限は、6月1日(月)です。納付方法など、詳しくは納税通知書に同封のお知らせをご覧ください。

市税を納期限内に納付できない方は、納税相談を

新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が大幅に減少した、事業の継続が難しくなったなど、市税を納期限内に納付できない事情がある場合は、納税が猶予されることがあります。詳しくは、お問い合わせください。

安心・安全・便利 納税には口座振替を

小平市税の口座振替の申込みを受け付けています。令和2年度第一期振替を

問合せ 納税課 042(346)9560

第二期子ども・子育て支援事業計画を策定

令和元年度末で子ども・子育て支援事業計画期間が終了し、また令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始しました。市では、市民の多様なニーズとその変化に答えられるよう、令和2年度から5年間を計画期間とする第二期子ども・子育て支援事業計画を策定しました。

※計画書は、子育て支援課(市役所2階)、市政資料コーナー(市役所1階)、小平市ホームページでご覧になれます。なお、市政資料コーナーでは一部200円で販売もしています。

問合せ 子育て支援課 042(346)9821

下水道 ストックマネジメント 実施方針を策定

下水道施設の老朽化により破損などが発生すると、道路陥没や下水道の流下機能障害などの問題を引き起こす恐れがあります。これらの問題に対処し、将来にわたって計画的に維持管理をするため、3月に小平市ストックマネジメント実施方針を策定しました。

方針は、下水道課(市役所4階)、市政資料コーナー(市役所1階)、東部・西部出張所、図書館、ふれあい下水道館、小平市ホームページで

から新たに口座振替を希望する方は、市・都民税は5月18日(月)までに、国民健康保険税は6月16日(火)までに申し込んでください。申込みの際には納税通知書と届出印を持参してください。

申込み

市内の金融機関・郵便局、収納課(市役所2階)、東部・西部出張所へ

※令和2年度の納税通知書に同封の申込書で申し込むと、第二期からの振替になります。ご注意ください。 ※申込書は送付できません。また、小平市ホームページからダウンロードもできます。

納税課では、キャッシュカードでの口座振替も受け付けています。詳しくは、小平市ホームページをご覧ください。

※固定資産の所有者に変更があった場合(共有者も含む)、新たに申し込みが必要となります。

口座振替の方への車検用の納税証明書は、6月中旬に発送予定です。

6月に車検の方はご注意ください。

問合せ 収納課 042(346)9526

マイナンバーの通知カード発行を終了

マイナンバーの通知カードの発行や再発行の続き、氏名・住所の書き換えが5月25日(月)予定以降はできなくなります。通知カードは、発行終了後も使用できますが、最新の氏名・住所が記載されていない通知カードは、書き換えの手続きができなくなるため、マイナンバーを証明する書類として使用できません。

5月25日以降、通知カードに現在の氏名・住所が書かれていない場合、マイナンバーを証明するために、マイナンバーカードを作成するか、マイナンバーが記載された住民票を提出することになります。

また、新たに生まれた方や海外から転入した方などで初めてマイナンバーが付番される場合は、個人番号通知書(仮称)が送付されます。個人番号通知書は、マイナンバーを証

住民税特別徴収

税額決定通知書を事業所へ発送

給与所得者の勤務先の事業所へ、令和2年度の住民税特別徴収税額決定通知書を5月11日(月)に発送します。普通徴収の方、年金特別徴収の方は、6月中旬に税額決定・納税通知書を自宅へ発送します。

申告期限の延長期間中(4月16日(木)まで)に確定申告した方へ

申告期限の延長期間中に確定申告をした場合、5月11日(月)に発送する税額決定通知書に申告内容が反映されていない場合があります。その場合は、後日、税額の変更処理をして申告内容を反映した税額変更通知書を勤務先の事業所に発送します。

課税・非課税証明書の発行

令和2年度の課税・非課税証明書は、6月中旬から発行できます。ただし、次のいずれかに該当する方は、5月11日(月)から発行できます。

①65歳未満で、住民税の全額を給与からの特別徴収で納めている

②65歳以上で年金を受給せず、住民

明する書類として使用できません。

※今後、総務省からの通知で日程が変わる可能性があります。

氏名・住所を書き換える場合

市民課(市役所1階)、東部・西部出張所で手続きしてください。

書き換えの手続きは、本人または同一世帯の方ができます。

再発行を希望する方は、事前に問合せ先へ連絡してください。

持ち物 通知カード、本人確認書類(運転免許証などの官公庁発行の顔写真つき1点または健康保険証・年金手帳などの顔写真なし2点)

問合せ 小平市マイナンバーコールセンター 042(346)9841(平日の午前8時30分～午後5時)

税の全額を給与からの特別徴収で納めている

固定資産税

縦覧帳簿の縦覧

令和2年度の固定資産税に係る帳簿や台帳に記載された事項を確認できます。

※平日は午後5時まで。縦覧帳簿の縦覧は6月1日(月)まで。

課税台帳の縦覧

令和2年度の課税台帳に関するお問い合わせは、042(346)9524

▽家屋に関すること: 042(346)9525

縦覧帳簿の縦覧

ほかの土地や家屋と評価額を比較できます。

対象 令和2年1月1日現在、市内の固定資産税で課税対象の土地・家屋の所有者またはその関係者

※相続人の方は、お問い合わせください。

9756

国民健康保険運営協議会

とき 5月21日(木) 午後1時から

問合せ 保険年金課 042(346)9529

子ども・子育て審議会

とき 5月22日(金) 午後1時から

問合せ 子育て支援課 042(346)9821

地域自立支援協議会 全体会

とき 5月25日(月) 午後2時から

問合せ 障がい者支援課 042(346)9540

行政経営課 042(346)9568

行財政再構築推進委員会

とき 5月20日(水) 午後2時から

問合せ 行政経営課 042(346)9568

審議会などの日程

新型コロナウイルス感染症拡大防止に最大限配慮するため、傍聴はで

市職員の軽装を実施

10月31日まで、冷房温度28℃を目安に設定し、市職員の軽装を実施します。皆さんも軽装でご来庁ください。

職員課・環境政策課

問合せ 042(346)9540

042(341)0793

防災・防犯緊急メールマガジンでもお知らせします